

スクールネット利用規程

第1 利用の基本的考え方

スクールネットの利用に当たっては、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教科等の目標を達成するためのICT活用および校務の情報化を通して教育の質の向上を目指すものとする。

また、石川県情報セキュリティポリシー基本方針をはじめ、石川県情報セキュリティポリシー対策基準等の諸規程を遵守するものとする。

第2 Web ページ

Web ページの内容等に関する一切の責任は校長が負う。

1 アップロード

発信する内容は、必ず発信前に校長の決裁を受け、学校Web ページサイト開設書に記載されているユーザー名、パスワードを使用してSFTPを利用して行う。

2 個人情報等の発信とその範囲

生徒の個人情報をWeb ページで発信する際は、特定の個人が識別されないように留意する。ただし、教育上必要があると校長が認めた場合には、本人及び保護者の同意を得て、発信することができる。その範囲はおおむね次の(1)～(6)のとおりとし、住所、電話番号、生年月日、思想信条、国籍に関する情報は決して発信してはならない。

- (1) 氏名
- (2) 学校名、学年、クラス
- (3) 肖像（写真）
- (4) 児童生徒の作品及び学習の成果
- (5) 教育課題等に関する意見・考え
- (6) 趣味、特技等の生活に関する情報

3 リンクの制限

Web ページから教育目的でリンクする相手としては、学校、公的教育機関及び学校教育活動を支援することを目的とする機関に限るものとし、校長に決裁を受けるとともに、必ず相手方の了解を得るものとする。

4 情報発信に対する配慮

校長はWeb ページの発信にあたり、人権、著作権、知的所有権、情報モラル等に配慮しなければならない。

5 更新

Web ページの内容を定期的に確認し、情報の更新に努めなければならない。

6 Web の監視

学校は、自校のWeb ページに対し常に注意を払い、改ざん等の異常が認められる場合には、速やかに県教育委員会教育政策課に報告しなければならない。

第3 CMS

1 対象

県立学校、市町立学校（金沢市を除く）および県内の教育研究諸団体。利用する際にはサイト利用申請書をスクールネット管理者に提出し、管理者の承認を受けなければならない。

2 利用時の注意事項

- (1) 内容等に関する一切の責任は、校長（教育研究諸団体の場合はその長）が負う。
- (2) 利用に関しての規定は、第2項2、3、4、5、6（県教育委員会教育政策課を県教員総合研修センターG I G Aスクールサポート課に読み替える）に準ずるものとする。

第4 電子メール

1 アカウントの発行

- (1) 県教育委員会が指定するID管理システムを利用して発行するものとする。
- (2) 発行対象者は、原則として県立学校の正規教職員（再任用教職員を含む）、臨時の任用講師、非常勤講師及びALTとする。
- (3) (2)で示した以外のアカウント（代表アカウントや生徒アカウント等）を発行する場合は、事前に県教育委員会教育政策課に相談しなければならない。

2 アカウントの変更

一度発行したアカウントは、特段の事情がある場合を除き変更できない。ただし、講師が正規教職員となった場合に限り、あらためてアカウントを作成しなければならない。

3 注意事項

詳細な手順については別途定めるID管理システムのマニュアルを遵守すること。

第5 ウイルス対策

1 ソフトウェアの利用

- (1) スクールネットに接続する機器は、校内サーバを介してスクールネットのウイルス対策用サーバに接続し、ウイルス対策ソフトウェアをインストールのうえ、定期的にパターンファイルのアップデートをしなければならない。ただし、校内サーバのない所属については、PC端末から直接スクールネットのウイルス対策サーバに接続してウイルス対策ソフトをインストールするものとする。
- (2) ウィルスが検知された場合は、適切に対処するとともに、速やかに県教育委員会教育政策課へ報告しなければならない。
- (3) 市町立学校及び教育研究所団体については、最新のウイルスパターンファイルを導入するほか、所管する市町等のセキュリティポリシーを遵守すること。

第6 問い合わせ

スクールネットに関する問い合わせは、スクールネット担当者が県教員総合研修センターG I G Aスクールサポート課に行うものとする。

附則（平成11年4月1日制定）

附則（平成22年4月27日一部改正）

附則（平成25年9月30日一部改正）

附則（平成29年4月1日一部改正）

附則（令和5年3月31日一部改正）

附則（令和7年4月1日一部改正）

この規定は、令和7年4月1日から施行する。